

令和3年度 第12回教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和4年3月1日（水）午後3時00分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 会議室
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）川原悟
（教育委員）橋本茂子
（教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡木徳人 （総務係長）遠岳祐二
- 欠席者：（教育委員）長下亜希
- 教育長挨拶
- 議題
 - （1）議事録の承認について
 - （2）議案審議
 - 議案第27号東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則
 - 議案第28号教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の告示
 - 議案第29号事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の告示
 - 議案第30号東彼杵町立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱の告示
 - 議案第31号東彼杵町立学校教職員苦情等審査会実施要領の告示
 - 議案第32号東彼杵町教育委員会教育長に対する事務委任及び専決事項に関する規則の一部を改正する規則
 - （3）協議事項
 - 令和4年度東彼杵町教育の重点事項（案）について
 - （4）報告事項
 - ①2月行政報告
 - ②3月行事予定
 - （5）その他
 - ・「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について（通知）」

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

長下教育委員が所要のため本日の会議を欠席することを報告する。

また、町立学校のコロナ感染の状況と見通しを報告及び「こども110番の店・家」発足式の件を紹介して挨拶を行う。

議題

(1) 議事録の承認について

教育次長

先に送付していただきました令和3年度第11回定例教育委員会の議事録について、ご意見などが無ければ承認をお願いします。

教育長及び教育委員全員

承認する。

(2) 議案審議

教育次長

議案の審議をお願いします。

議事の進行を教育長をお願いします。

教育長

これから、議案の審議を行います。

議案第27号、第28号及び第29号は関連がありますので、一括して審議を行います。

議案第27号東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則、議案第28号教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の告示及び議案第29号事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の告示を議題とし、審議を行います。

本案について事務局から提案理由の説明をそれぞれ求めます。

教育次長

提案の理由を説明します。

議案第27号東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について、学校の働き方改革を総合的に推進するため、教諭等及び事務職員の標準的な職務内容を明確化するにあたり、規則の一部を改正する必要がありますので、教育委員会の承認をお願いするものです。

一部改正の内容は、教諭等及び事務職員の標準的な職務内容を明確化するために、第15条の2を新たに追加して、第1項に教諭等の標準的な職務内容とその他職務の遂行に関し必要な事項は教育長が別に定めると規定します。

第2項は同じく事務職員に関する規定になります。

この規則改正に基づいて、議案第28号で教諭等の標準職務内容とその他職務の

遂

行に関する要綱、議案第29号で事務職員の標準職務内容その他職務の遂行に関する要綱を定め、令和4年4月1日から施行する告示を行うものです。

(資料により、各議案それぞれの内容を説明する。)

教育長

文科省からは教職員の働き方改革として、教師や事務職員が必ず担うべき業務とそうでない業務、また他の職員と協働で担う業務などを明確化するよう指導されています。

事務職員においては、事務に従事するから事務をつかさどると変わり、業務範囲も広がっています。今までの事務の他に学校の運営に関することや地域やその他の関係機関との連携に関する事など、業務が多岐にわたっています。

教員の職務内容は数が少なく思われるかもしれませんが、一つ一つの事項が範囲が広く、相当な業務量になりますので、一概に職務表のみで比較はできません。

それらを、教育長が定めることと規定しますので、今回、教育委員会にお諮りしています。

これから質疑を行います。

質疑がある方は議案番号を告げてから質疑をお願いします。

橋本委員

議案第29号ですが、事務職員の標準的な職務の内容として、学籍に関する事と教科書等に関する事がありますが、これまでは教頭や担任が主に行っていたと思いますが、これからは事務職員と一緒にやることになるのか、事務職員の責任で行うことになるのか、どの様に捉えればよいですか。

総務係長

教科書の給与事務は、現在専用のシステムで事務職員が業務を行っています。

橋本委員

以前は、書類を作成して提出しましたが、現在はシステムがあるんですね。

総務係長

専用のシステムが構築されていますので、以前と比べると事務は簡単になっていると思います。

山口委員

学籍関係は、担任が関わらないとできない部分もありますので、事務職員が最終的な処理を行うということでしょうか。

教育次長

事務職員が項目に掲げる全ての事務を行うのではなく、標準的な職務の内容を示すもので、他の教諭とも協働して行う場合もあります。

教育長

事務的な処理は事務職員が行いますが、教諭への確認や調整など協働する処理も

あります。

要綱には、学校規模や職員数、地域の実情などに応じて、校長が校務分掌に位置付けることができると、弾力的な運用が可能となるように規定しています。

教育長

他に質疑はありませんか。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

これから、議案第27号東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則、議案第28号教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の告示及び議案第29号事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の告示についてお諮りします。

ご意見はございませんか。

教育長

ご意見が無いようですので、ただ今の審議のとおり承認することに意義ありませんか。

全教育委員

異議無し

教育長

異議無しと認めます。

従いまして、議案第27号東彼杵町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則、議案第28号教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の告示及び議案第29号事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の告示は原案のとおり承認することに決定します。

次に、議案第30号と議案第31号について、関連がありますので一括して審議を行います。

議案第30号東彼杵町立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱の告示及び議案第31号東彼杵町立学校教職員苦情等審査会実施要領の告示を議題として審議を行います。

本案について、事務局から提案理由の説明をそれぞれ求めます。

教育次長

提案理由について説明します。

議案第30号東彼杵町立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱の告示について、人事評価制度の公正性、公平性の確保に資することを目的として、町立学校教職員の人事評価結果に対する苦情相談、苦情処理の実施に関して、必要な事項を要綱に定める必要がありますので、教育委員会の承認をお願いするものです。

次に、議案第31号東彼杵町立学校教職員苦情等審査会実施要領の告示について、

東彼杵町立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱第4条第2項の規定により設置する東彼杵町立学校教職員苦情等審査会の実施に関して必要な事項を要領に定める必要があるため、教育委員会の承認をお願いするものです。

いずれも、令和4年4月1日から施行するものです。

(資料により、それぞれ内容を説明する。)

教育長

これから質疑を行います。

質疑がある方は議案番号を告げてから質疑をお願いします。

山口委員

議案第30号ですが、相談員が学校教育係人事担当の職員となっていますが、担当はどうなりますか。

教育次長

現在学校教育係には2名が在籍していますが、人事担当ですので、係長が相談員を担うことになると思います。

教育長

要綱、要領でアンダーラインの箇所以外は長崎県の要綱、要領と同じです。

山口委員

苦情等審査会の結果に不服がある場合は、県の人事委員会になるのでしょうか。

教育長

本人が県の人事委員会に申し立てることになります。

川原委員

議案第30号の要綱第5条第2項ですが、審査会に必要に応じて申立人、評価者、相談員その他関係者に対して意見聴取や照会などの調査を行うとありますが、その他関係者とはどのような場合があるのでしょうか。

教育長

例えば、申立人の近くにおいて、申立人の業績などを把握している場合などは関係者として意見聴取や照会を行う場合があると思います。

川原委員

議案第31号の審査会要領で調査する場合は2名で対応するとなっていますが、申立人と調査員の2名でしょうか。

教育次長

調査を行う場合は、2名の調査員で行うということです。

山口委員

この件に関しては、学校には周知されるのですか。

教育長

教育委員会で承認が得られれば、4月1日から施行しますので、3月中には各学校に通知します。

山口委員

人事評価については、学校に説明されているのですか。

教育長

2月7日以降から3月末までに校長が説明することになっています。

町立学校は全て2月16日に説明を行ったと報告を受けています。

山口委員

新年度の転入職員は、前の学校で説明を受けてきているということですね。

教育長

そうなります。

苦情に対する相談制度は、各市町で若干の違いはあると思います。

橋本委員

新規採用の先生達は4月に入ってから説明を受けることになるのですか。

教育長

その様になると思います。

今までは、県教委が新規採用者の研修を年度当初に2日間ほど実施していましたがコロナ禍で集合研修が出来ませんので、着任してから校長が説明することになると思います。

山口委員

本町での苦情相談制度における相談員は誰であるかも、学校に周知しておく必要があるのではないのでしょうか。

教育次長

承認後、この要綱と要領を学校に通知しますので、要綱の中で相談員は学校教育系の人事担当職員と明記することから、それで周知できると考えています。

教育長

他に質疑はありませんか。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

これから、議案第30号東彼杵町立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱の告示及び議案第31号東彼杵町立学校教職員苦情等審査会実施要領の告示についてお諮りします。

ご意見はございませんか。

教育長

ご意見が無いようですので、ただ今の審議のとおり承認することに意義ありませんか。

全教育委員

異議無し

教育長

異議無しと認めます。

従いまして、議案第30号東彼杵町立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱の告示及び議案第31号東彼杵町立学校教職員苦情等審査会実施要領の告示は原案のとおり承認することに決定します。

次に、議案第32号東彼杵町教育委員会教育長に対する事務委任及び専決事項に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とし、審議を行います。

本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

提案理由を説明します。

学校を除く教育委員会職員の人事に関する事項について、教育長の専決事項と定めることについて、規則の一部を改正する必要があるため、教育委員会の承認をお願いするものです。

(資料により、改正の内容を説明する。)

教育長

事務局職員や学校以外のその他教育機関の職員の人事については、教育長専決で行うという内容です。

これから質疑を行います。

質疑は無いでしょうか。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

これから、議案第32号東彼杵町教育委員会教育長に対する事務委任及び専決事項に関する規則の一部を改正する規則についてお諮りします。

ご意見は無いでしょうか。

教育長

ご意見が無いようですので、ただ今の審議のとおり承認することに意義ありませんか。

全教育委員

異議無し

教育長

異議無しと認めます。

従いまして、議案第32号東彼杵町教育委員会教育長に対する事務委任及び専決事項に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり承認することに決定します。

以上で議案の審議を終わります。

(3) 協議事項

令和4年度東彼杵町教育の重点事項(案)について

教育次長

令和4年度の本町教育の重点事項(案)について協議をお願いします。

内容について、教育長から説明があります。

教育長

4月1日から開始できるように令和4年度の重点事項を検討し、教育委員会にお諮りするわけですが、状況によっては若干の修正が必要になる場合が考えられますので、それについては、専決で修正させていただきたいと考えています。

それでは、重点事項の内容をご説明します。

アンダーラインの箇所が令和3年度からの変更点になります。

新型コロナウイルスの終息が見込めない状況であり、変異株も次々に発生している中であっては、ウイルスと共生する道を選ばないといけないと考えます。

ウイルスと共生する生活様式を前提として、勿論感染対策を徹底、維持しながら学校教育の充実に最大限努力すると決めました。

とりわけ児童生徒に対する学びの保障を首長部局、教育委員会及び学校が連携して推進していく必要があります。

それから、新しい学習指導要領が完全実施となり、誰も取り残さないという考えのもと、すべての子供たちの可能性を引き出す個別的最適な学び、一人一人に合った一番良い学びの方法と協働的な学び、何でも一人で完結していく学びは無く、協働で話し合い、解決していく学び方が必要であるため、その実現を図っていくこととしました。

重点事項の大項目は変更ありませんが、その中の小項目を少し変更しています。

(資料により、重点事項の内容を説明する。)

橋本委員

重点事項2の小・中一貫教育の協働指導体制の推進についてですが、小学校2校を統合するという考えが先行するのですか。

教育長

現在はそれぞれが独立校でありますので、それぞれの小学校から東彼杵中学校に進学しますが、進学する児童が中学校3年の過程を終えたときの姿を想像して、小学生の時に何を指導しておかなければならないかを考え、それを実践していくということです。

このため、必要に応じて小中の双方で学校訪問などを行っていますし、それを実践していく中で、小中9年間を統一して学んだ方が好ましいとなれば、義務教育学校の設置を検討する必要が出てくるのではないかと思います。

橋本委員

解りました。それと重点事項4の共有サーバーの整備についてですが、各学校では共有のサーバーで先生方が情報を共有されていると思いますが、それが3校で共有できるように整備するというのですか。

総務係長

各学校と教育委員会がそれぞれの情報を共有できるようにシステムを構築するものです。

システムにはある程度の制限も設けることができますので、例えば校長専用のフォルダーには他の先生方はアクセスが出来ないように制限を設けることも考えています。

橋本委員

解りました。それから重点事項6の不登校・不適應児童生徒の居場所づくりと学びの支援ですが、これまでは学校に登校できるように支援していくことが主でしたが、今後は、スタッフが家庭に出向いて支援を行うということですか。

それと、そのスタッフはどこ所属になるのですか。

教育長

スタッフが家庭に出向いての支援も行います。在籍は教育委員会になります。

橋本委員

次年度から実施できるようにスタッフの手配は終わっているのですか。

教育長

適任の方を人選しています。概ね内諾を得ています。

令和4年度の当初予算に人件費を計上していますので、議会の承認が得られれば、準備を進めていきます。

山口委員

重点事項3のキャリア教育の充実について、中学校の取り組みには商工会青年部も全面的に協力していただいていますし、多くの取り組みをされています。

重点事項の2にも関連しますが、小・中での一貫したキャリア教育には取り組んでいるのですか。

教育長

令和2年度に小・中の一貫したキャリア教育の全体計画を策定して取り組んでいます。

小学校での取り組みが中学校まで繋がっていくような取り組みを進めています。

山口委員

それとICTに関してですが、支援員も素晴らしい方で熱心に指導して下さり、本町や川棚町は県下でも進んでいると聞いていますので、本町の取り組みなどを県下の他町に発信していただければと感じています。

教育長

その様に努めていきたいと思えます。

教育次長

他にご意見やご質問はありませんか。

ご意見が無ければ、今後若干の修正等については教育長に一任していただくことで、ただ今お諮りしました令和4年度東彼杵町教育の重点事項（案）については、

ご承認いただけますでしょうか。

教育委員全員

承認する。

(4) 報告事項

- ・教育次長が資料により、1月行政報告と2月行事予定を報告する
(質疑なし)

(5) その他

教育次長

文科省から平成27年7月に通知された「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について（通知）」を配付しています。

この件について教育長が説明します。

教育長

12月1日の定例教育委員会で「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」のファイルをお配りしましたが、本日の資料もこれに綴じていただきたいと思います。

議会からも小中一貫教育についての考え方や具体的な取り組みを問われていますので、教育委員会として小中一貫教育について共通の認識として捉えておく必要があります。

そのために勉強会を始めることとして、参考資料をお配りしているところですが、小中一貫教育についての基本的な考えを説明します。

私が就任してから、小中一貫教育については、小中の連携という形で進めており、教職員の間で指導方法などを検討していただいています。

それと、中学校が統合して、まだ3年しか経っていない時期に、更なる学校統合を保護者や地域の方が意識されることも考えられますので、小中一貫教育に向けた具体的な取り組みは時期尚早と考えています。

ただし、勉強会については教育委員会として進めていく必要があると考えていますが、最初から小中一貫教育ありきで考えているわけではありません。

子供たちにとって小中一貫教育が最良の方法であると判断されれば、義務教育学校も選択肢の一つになってくると思いますので、今すぐに検討会などの具体的な取り組みを始める考えは無いと思っています。

お配りした文書には、学校教育法の一部改正として、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設し、設置義務として教育上有益かつ適切であると認められる場合であるときと規定されています。ここを見極めることが最も重要と考えています。

単に子供の数が少なくなってきたので、小中をまとめて義務教育学校を創設するというものではありません。

また、留意事項として小中一貫教育の導入に当たっては、学校関係者、保護者、地域住民との間において、新たな学校づくりに関する方向性や方針を共有し、理解と協力を得ながら進めていくことが重要であると記されていますので、行政主導で進めるものではありません。

私としては、コミュニティ・スクールを進めていますので、学校運営協議会などに課題を投げかけて、行政と一緒に考えていったらどうかと思っています。

それから、通知には地域の実情を踏まえ、小中一貫教育の実施が有効と判断した場合に、円滑かつ効率的に導入できる環境を整備するものであり、学校統廃合の促進を目的とするものではないと記されています。

統廃合ありきで考えるのではなく、中身が大事であり、小中一貫の義務教教育学校は選択肢の一つであるということです。

(教育長が、配付資料により内容を説明する。)


この後、次回の令和4年度第1回定例教育委員会の開催を4月6日(水)15時からの開催を決定し、併せて令和4年度教職員人事異動辞令交付式を午後1時30分会式とし、教育委員の出席を確認し閉会する。

17時05分 閉会

議事録署名

令和4年4月6日

教育委員

山口直登 

教育長

粒崎秀人 

